

令和2年度

第3回豊後高田市農業委員会総会議事録

日時 令和2年6月5日(金)午前10時00分

場所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 12名 欠席委員 1名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	野間 保広	○	11	市成 信正	○
2	野田 富好	×	7	北崎 安行	○	12	友延都茂子	○
3	河野 孝也	○	8	川野元憲司	○	13	内田 勝夫	○
4	河野 三男	○	9	和泉やす子	○			
5	河野 利治	○	10	河野 善映	○			

農地利用最適化推進委員

0名 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策により出席自粛措置)

事務局職員

4名 事務局長 佐々木 真治 事務局次長 應利 晋矢
総括主幹 伊藤 康輔
農業ブランド推進課 寺谷 健司

会議に付した事件

- 議案第15号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について (農委処分)
- 議案第16号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第17号 農用地利用集積計画の決定について (貸借権設定)
- 議案第18号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付 (案) について
- 議案第19号 農業振興地域整備計画の一部変更について

報告事項

- (1) 農地所有適格法人に関する要件適格届出書について

開会 午前10時00分

局長

皆さん、おはようございます。

第3回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。

農業委員総数 13 名中、本日の出席委員 12 名、欠席委員 1 名で、過半数を超えております。

従いまして、農業委員会会議規則第 6 条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、会議の議長は、会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく願います。

議長

(会長あいさつ)

ただいまから、令和 2 年度第 3 回豊後高田市農業委員会総会を開会します。

開会にあたりまして、会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。

慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。

よって議事録署名委員に、6 番：野間委員及び 7 番：北崎委員に願います。

なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。

それでは議事に入ります。

議案第 15 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

はい。それでは、議案第 15 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。議案書 1 ページからになります。

申請番号 19 番、所在が ■■■ 字 ■■■ 番 ■■ で、地目が田、面積が 548 m²、渡人が ■■■ の ■■■ さん、受人が ■■■ の ■■■ さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 20 番、所在が ■■■ 字 ■■■ 番 ■■ で、地目は畑、面積が 448 m²、渡人が ■■■ の ■■■ さん、受人が ■■■ の ■■■ さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 21 番、所在が ■■■ 字 ■■■ 番 ■■ で、地目は田、面積が 974 m²、渡人が ■■■ の ■■■ さん、受人が ■■■ の ■■■ さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 22 番、所在が ■■■ 字 ■■■■ 番 ■■■ で、地目は畑、面積が 2,601 m²、渡人が ■■■ の ■■■■ さん、受人が ■■■ の ■■■■ さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上、ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長

はい。事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを許可することにご異議のある方はございませんか。

(異議なしの声)

議 長

はい。異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第 16 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の 3 ページからです。

申請番号 7 番です。申請地は ■■■ 字 ■■■■ 番、地目は田で、面積が 661 m² の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は、第 3 種農地です。都市計画の用途区分は、第 2 種住居地域に該当します。

転用目的は、店舗兼住宅用地です。

■■■■ から ■■■■ に入り、約 ■■■ m の場所に位置し、北と東を ■■■、西と南を ■■■ に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は申請地に店舗兼住宅の建設を予定しています。

盛り土等を行わずそのまま整地する予定で、土砂の流出や崩壊の恐れはないものと考えられます。

また、北と東側の ■■■ は現在 ■■■ しており、隣接農地への影響はないものと考えられます。

雨水は西側の市道横の側溝に放流、生活雑排水は公共下水道に接続し処理する計画です。

申請者は現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

	<p>また、農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。</p> <p>転用に要する費用は、土地取得費と工事費で [REDACTED] 円を見込んでおり、それを満たす金融機関の預金残高証明書及び融資可能証明書が添付されています。</p> <p>工事期間は、許可後から令和3年3月31日までを予定しており、転用行為は確実に進むと判断されます。</p> <p>許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のエの(イ)で、「第3種農地の転用は許可することができる」に該当します。</p> <p>5月25日に地元の最適化推進委員の近藤正敏委員が事務局と現地確認を行い、転用について問題はないとの意見をいただいています。</p> <p>また、農業委員の河野利治委員も5月25日に事務局と現地確認を行っています。以上です。</p>
議 長	<p>事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことであり、また、現地を確認していただきました地元の農地利用最適化推進委員の意見も、先ほど事務局から報告のありましたとおり、問題ないとの事でありました。</p> <p>補足としまして、同じく現地確認をしていただきました5番：河野利治委員からも意見をいただきたいと思います。</p>
5 番： 河野委員	<p>はい。先ほど事務局から説明のありました通り、5月25日に現地を確認しました。この土地に店舗兼住宅を建てるということで、第3種農地ということの問題ないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、これを許可することに、ご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第17号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。議案書の12ページです。</p>
事務局	<p>議案第17号農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権</p>

設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれていません。それでは、集積表が12ページにありますのでご覧ください。

表の下から2行目の小計で、利用権設定等の田の面積が41,669㎡で、利用権を設定する農家数19戸、利用権の設定等を受ける農家数8戸で、利用権等の種類別面積のうち、賃貸借に係る面積38,946㎡、使用貸借に係る面積2,723㎡です。詳細につきましては議案書5ページから記載していますのでご覧ください。以上、よろしくお願いします。

議長

ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

はい。無いようですので、これを認めることに、ご異議のある方はございませんか。

(異議なしの声)

議長

はい。異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

次に、議案第18号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付(案)についての審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第18号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付(案)についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求めます。

お手元に配布してあります、別紙A3用紙の貸付調書についてですが、議案書の13ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものであります。

最初に、別紙の農用地貸付調書の1ページで、借受者■■■■■さんに、■■■■■地区分で1件の面積が1,687㎡、2ページで、借受者■■■■■さんに8件の面積7,880㎡、3ページで、借受者■■■■■さんに、■■■■■地区分で1件の面積が1,036㎡の貸付がしめされております。以上であります。

議長

ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

はい。5番：河野委員。

5番：
河野委員

はい。■■■■■の■■■■■ですかね、■■■■■さんが借りている土地の地目が、登記簿では田になっているのですが、現況は畑だと、そして、中間管理事業が絡んでいるということで、この土地に対しては、現在県が進めてい

る土地の畑地化が終わって、それをもとに[]さんが借りたというようなかたちでいいですかね。登記簿と現況の田と畑という、その違いの説明をお願いしたいのですけれども。

議 長

はい。事務局より説明してください。

農業ブランド
推進課

農業ブランド推進課の寺谷といたします。よろしく申し上げます。
今回、[]さんが借りたところが、[]の字[]という場所になります。現在、[]と[]の奥に、主として、水田畑地化の用地を準備しています。昨年度の事業分で、この8筆、約八反分が、今、完了しています。その部分が[]さんにお貸しする土地になります。今後、まだあの地域で9ha くらい畑地化するということを言っていますので、今年度はまた、別の方になると思いますけれども、[]という地区であがってくるかたちになると思います。令和2年、令和3年度の事業で9ha くらい行う、ということでお伺いしています。以上です。

議 長

はい。現在、空いているような状態でなかなか農地利用が図れないということで、順調に進めていただきたいと思います。

他にございませんか。これを認めることに、ご異議のある方はございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

次に、議案第19号、豊後高田市農業振興地域整備計画の一部変更についての審議を行います。担当課であります農業ブランド推進課から提案いたします。

農業ブランド
推進課

農業ブランド推進課の寺谷といたします。よろしく申し上げます。
農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、豊後高田市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の一部を変更したいので、同法施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、今回農業委員会に意見を求めるものでございます。

今回、除外申出が2件の2筆です。

お手元の別添の資料の農用地利用計画変更理由書によりご説明いたします。資料をお開きいただきますと、表紙裏面は、今回申し出のありました農用地の一覧でございます。ページ番号1ページ目は申出地の全体位置図となります。それでは、資料により個別の説明を申し上げます。

まず、2ページ・3ページをご覧ください。箇所番号1、[]字[]番地[]、地目は畑、面積は1,083㎡、申出者は[]さんです。

除外理由は、太陽光発電施設の設置として使用するためでございます。
次に、4ページ・5ページをご覧ください。箇所番号2、 字
 番地、地目は田、面積は918㎡、申出者は さんです。

除外理由は、隣接施設の の駐車場として使用するためでございます。

本市の随時変更の日程は、年3回、1月・5月・9月の各10日を締切として行い、今回は5月締切分で6月の農業振興地域整備促進協議会開催時の意見聴取を行っているところであります。

農業委員会を始め各関係機関の意見を参考に、今後は条例で定められております豊後高田市農業振興地域整備促進協議会において、申出の可否を決定し、県と協議を行います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

ただ今の提案につきまして、ご意見・ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無ければ、これを適当であると認めることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は適当であると認めることに決しました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項(1)農地所有適格法人に関する要件適格届出書について、事務局から報告します。

事務局

はい。報告事項(1)、農地法第6条第1項の規定により農地所有適格法人から次のとおり報告書の提出がありましたので報告します。15ページになります。

報告のありました農地所有適格法人は、農事組合法人 、農事組合法人 であります。

内容につきましては、議案書と一緒に配布してあります別紙のとおりであり、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。以上です。

議 長

この件につきまして、ご質問等はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

ないようですので、以上で本総会の議事がすべて終了しました。

これをもちまして、令和2年度豊後高田市農業委員会第3回総会を閉会します。お疲れ様でした。

午前 10 時 21 分
令和 2 年 6 月 5 日